

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額	署名日 署名地 (効力注B) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
			贈与の供与期限 (注2)			
ホンジュラス	ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	450,000千円 -----	2019.4.3 テグシガルパで (同日)	日本側 福田紀夫在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 マリア・ドロージャ・アラエロ・ラウ外務・国際協力大臣	2019.4.16 129号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。